

○大町市就業者等移住支援金交付要綱

令和元年6月28日

告示第14号

改正 令和2年5月19日告示第92号

(趣旨)

第1 この要綱は、市の定住促進事業を拡充し、移住人口の増加を図るため、特定の地域から移住し、就業又は創業をした者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、市費補助金交付規則(平成8年規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定による転入の届出をし、市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を市内に置くことをいう。

(2) マッチングサイト 長野県が開設する求職者を対象とするインターネットサイトをいう。

(3) 選定企業 長野県が選定した法人であって、マッチングサイトに求人情報を掲載したものをいう。

(4) 移住支援金 この要綱に基づき交付する移住に対する補助金をいう。

(5) 創業支援金 国の地方創生起業支援事業に基づき、長野県が補助する事業者が交付する補助金をいう。

(交付対象者)

第3 移住支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、第1号に掲げる要件に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成31年4月1日以降に移住した者で、次のいずれにも該当するもの

ア 移住をする直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)の区域をいう。以下同じ。)、愛知県又は大阪府に在住する者であって、移住をする直前に、連続して1年以上東京圏、愛知県又は大阪府に在住していた者であること。

イ 移住をする直前の10年間のうち、通算して5年以上、就労していた者(被用者にあつては、雇用保険の被保険者として雇用されていた者に限る。)であつて、移住をする直前に、連続して1年以上、就労していた者であること。この場合において、当該就労の期間の起算日は、移住をする3月前まで遡ることができる。

ウ 世帯員全員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(2) 次に掲げる就業の要件のいずれにも該当する者

ア 移住後の勤務地が、東京圏以外であること。

イ マッチングサイトに掲載された求人に応募し、採用された者であること。

ウ 就業先が交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている選定企業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて選定企業に就業し、申請時に当該選定企業に連続して3月以上在職していること。

オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(3) 創業支援金の交付決定を受けた者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者としな

(1) 交付対象者に対する市の移住支援金の交付が、UIJターン就業・創業支援移住事業補助金交付要綱(平成31年3月29日付30労雇第315号、30産経創第188号長野県産業労働部長通知)に基づく長野県の補助金の交付対象とならない場合

(2) 交付対象者がこの事業と趣旨を同じくする他の移住に対する国又は県の補助金等の対象者となる場合

(3) 交付対象者の配偶者又は生計を一にする者が移住支援金の交付を受けたことがある場合

(移住支援金の額)

第4 移住支援金の額は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、移住支援金の交付の条件とする。

(1) 移住支援金の交付の申請をした日(以下「申請日」という。)から5年を超えて市内に居住すること。

(2) 選定企業において、申請日から5年を超えて就労すること(就業した者に限る。)

(3) 前2号の条件に該当しなくなった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けること。

(4) 移住支援金の交付後の報告を、定められた期限内にすること。

(登録申請)

第6 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付対象者登録申請書(様式第1号)及び同意書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、次の各号に掲げる者ごとに、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

(1) 就業した者 企業等に就業した日から3月以内

(2) 創業した者 創業支援金の交付決定日から1月以内

(交付申請及び実績報告)

第7 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)に、誓約書(様式第4号)、就業証明書(様式第5号)その他必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出期限は、毎年度1月20日までとし、移住して3月を経過した日から移住して1年以内に、次の各号に掲げる者ごとに、それぞれ当該各号に掲げ

る日以後に提出することができる。

(1) 就業した者 企業等に就業後3月を経過した日

(2) 創業した者 創業支援金の交付決定日

(交付決定及び額の確定等)

第8 市長は、第7第1項の規定による書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金交付決定兼確定通知書(様式第6号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認めるときは、その理由を付して、移住支援金不交付決定通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求)

第9 第8第1項の規定による通知を受けた者が移住支援金の交付を受けようとするときは、移住支援金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(就業等の報告)

第10 移住支援金の交付を受けた者(就業した者に限る。)は、移住支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度以降5年間、毎年4月30日まで及び申請日から5年を超えた日の属する月の翌月末までに、それぞれ就業証明書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 移住支援金の交付を受けた者(創業した者に限る。)は、創業支援金の交付決定を取り消されたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(移住支援金の返還)

第11 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額の移住支援金の返還を請求するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合 全額

(2) 申請日から3年未満の期間に市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額

(3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合 全額

(4) 申請日から3年以上5年以内の期間に市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 半額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の返還の請求は行わない。

(1) 就業した企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認めるとき

(2) 移住支援金の交付を受けた者が引き続き市内に住所を有する場合であって、申請日から1年以上5年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞し、当該職を辞してから3月以内に再度移住支援金の要件を満たす別の職に就いたとき

(委任)

第12 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日以後に移住した者に対し適用する。

附 則（令和2年5月19日告示第92号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の大町市就業者等移住支援金交付要綱第3の規定は、令和2年4月1日以後に移住をした者に適用し、同日前に移住をした者については、なお従前の例による。

別表（第4関係）

区分	支援金の額
単身の世帯	60万円
2人以上の世帯	100万円

（注） 2人以上の世帯に関する要件は、次のとおりとする。

- 1 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住前において同一世帯に属していたこと。
- 2 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。
- 3 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、支給申請時において転入後3月以上1年以内であること。